

仙北市管内の県有林経営の概要

秋田県農林水産部林業木材産業課

◎ 県有林設置の経緯

○大森県有林、石倉沢県有林

大森県有林は、昭和43年に開催された第19回全国植樹祭の会場であり、植樹祭開催後、隣接する石倉沢県有林を含めた約145ha（県有林106ha、県キャンプ場2ha、国有林35ha、個人2ha）を「県民の森」として設置した。（昭和37年から昭和42年に買入）

現在、県民の憩いの場のほか、試験林等としても活用されている。

○松葉県有林

昭和17年に土地所有者（個人）と県行造林契約（分収造林契約）を締結し、県が保育管理を行っていたものについて、土地所有者からの要請等を踏まえ、昭和48年に買い上げ。

※県有林の内訳

県有林名	面積(ha)	経緯	備考
大森県有林	19.83	牧野農業協同組合から買上	土砂流出防備・保健保安林
石倉沢県有林	85.90	牧野農業協同組合から買上	土砂流出防備・保健保安林
松葉県有林	9.53	県行造林地を個人から買上	普通林
計	115.26		

1 全体のアウトライン（別紙図面）

2 毎年の作業

県では、5年毎に、5箇年を一期とする「県営林経営計画」を作成しており、これに基づき、毎年の森林施業を実施している。

現行計画の計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5箇年間で、森林の成熟化に伴い、主に収穫間伐を計画・実施している。

なお、仙北市内の県有林における計画は以下のとおり。

年度	県有林名	樹種	植栽年度	区分	面積(ha)
H 2 5	—	—	—	—	—
H 2 6	大森県有林	スギ	S43	収穫間伐	1 2 . 3 5
H 2 7	石倉沢県有林	スギ	S39～S41	収穫間伐	1 3 . 4 2
H 2 8	石倉沢県有林	スギ	S38、S39	収穫間伐	1 1 . 3 3
H 2 9	石倉沢県有林	スギ	S38	収穫間伐	1 6 . 1 2
計					5 3 . 2 2

※収穫間伐は立木販売により実施。

3 道路建設のここ数年の実績と、今年以降の計画

県では、収穫間伐を実施する前年度までに、森林作業道を整備する方針としているが、仙北市内の県有林においては、県営林経営計画上、新たな開設計画はなく、収穫間伐を予定した箇所については、既設の森林作業道を利用することとしている。

4 伐採、育林、道路建設の具体的なやり方

収穫間伐については、県から委託を受けた林業公社職員が選木等を行い、立木販売により購入した事業者が、搬出路の作設、伐採、搬出等を行う。

県職員は、事業者に対する搬出路作設等の指導、伐採後の検査等を行う。

5 作業は誰にどのような形で発注しているのか。

保育に係る森林施業については、本県の森林整備業務の入札参加資格を有する、地元の森林組合や林業事業者等（全県70者、仙北管内6者）を対象に、指名競争入札方式により、発注している。

収穫を伴う伐採については、県営林林産物の売払いに係る入札参加資格を有する、県内の森林組合や林業事業者等（全県86者）を対象に、一般競争入札方式により、立木販売を行い実施している。

なお、立木の搬出期限は原則として3年間としている。

6 上記の理由

予算適正執行等のための競争性の確保や、森林の適切な施業の確保の観点から、入札参加資格を有する者の競争入札としている。

7 その上で地元に対する配慮はどうあるべきか。

保育に係る森林施業については、県内に8つの振興局があり、その管内に所在する事業者による指名競争入札を基本としている。

8 これまでどのような経営をしてきたのか。

○主な施業履歴

施業種	大森県有林	石倉沢県有林	松葉県有林
新 植	S43	S37 ~ S41,S52	S17,S35,S49
下 刈	S43 ~ S52	S38 ~ S48,S53 ~ S62	S18 ~ S22,S35 ~ S42 S50 ~ S57
除 伐	—	S48 ~ S57	S25,S28,S30,S35,S48, S51,S53,S55,S57,S59, S60,S61,H1,H2,H7
枝打ち	S58,H1,H2	S47,S51 ~ S60	S51,S55,H3,H5
保育間伐	S58,S63,H1,H2, H5,H7,H13,18	S45, S51 ~ S54,S57 ~ H18	S51,H1,H5,H6,H14,H16
収穫間伐	H9,H13	—	—

○今後の施業方針

県民の憩いの場等を目的として、原則として皆伐施業を実施せず、当面は間伐を繰り返すこととしている。

9 今後どのように経営していくのか。(今後数年間の具体的な作業予定)

上記の方針に基づき、2に示した収穫間伐を計画している。

平成30年度以降の計画については、平成29年度において作成することとなるが、引き続き、収穫間伐を計画することになると考えている。

10 県有林の最終的な目標

取得目的等を踏まえた、当該林分の果たすべき機能を発揮するためにふさわしい森林の造成を図る。

11 どの様な予算と収入で経営してきたか。

必要な経費は県の一般財源で予算措置してきたところであるが、平成19年度以降は、森林の成熟化に伴い、立木販売収入が総事業費（職員の人件費を除く）を上回るようになり、同収入で事業費をまかなっている。（残額は一般財源の収入として繰り入れ）

